

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 8月23日

【会社名】 セミコンダクター・マニュファクチュアリング・インターナショナル・コーポレーション  
(Semiconductor Manufacturing International Corporation)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 ズー・イン・チウ  
(Tzu-Yin Chiu, Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランドケイマン、アグランドハウス私書箱 309  
(PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 高橋 謙

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー  
ベーカー&マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)

【電話番号】 東京(03) 6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 高橋 謙

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 9番10号  
アークヒルズ仙石山森タワー  
ベーカー&マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)

【電話番号】 東京(03) 6271-9900

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1【提出理由】

セミコンダクター・マニュファクチャリング・インターナショナル・コーポレーションが発行者である有価証券を本邦以外の地域において発行したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

- (注) 1. 別段の記載がある、または文脈上別段の必要がある場合を除き、本書に記載の「当社」はセミコンダクター・マニュファクチャリング・インターナショナル・コーポレーションを指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、「米ドル」は米国の法定通貨を指す。本書において記載されている米ドルから日本円への換算は、1米ドル=102.40円(株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2016年8月9日の対顧客電信売買相場の中値)の換算率により行われている。
3. 別段の記載がある場合を除き、「香港ドル」は香港の法定通貨を指す。本書において記載されている香港ドルから日本円への換算は、1香港ドル=13.20円(株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2016年8月9日の対顧客電信売買相場の中値)の換算率により行われている。

## 2【報告内容】

- (1) 有価証券の種類及び銘柄  
2022年満期450,000,000米ドル・ゼロ・クーポン転換社債型新株予約権付社債券(以下「本社債」という。)
- (2) 発行価格  
各本社債の額面金額の100.00%  
本社債は、記名式にて額面金額250,000米ドルで発行される。社債券が本社債の登録上の所有権を有する各本社債の債権者に対して発行される。
- (3) 発行価額の総額  
450,000,000米ドル(約46,080,000,000円)
- (4) 券面額の総額  
450,000,000米ドル(約46,080,000,000円)
- (5) 利率  
本社債には利息を付さない。ただし、本社債の呈示がなされたにもかかわらず、元本またはプレミアム(もしあれば)の支払いが不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。
- (6) 償還期限  
2022年7月7日
- (7) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数  
株式の種類  
1株当たり0.0004米ドルの当社記名式額面普通株式(以下「当社株式」という。)
- 株式の内容  
当社株式の株主は、当社の通常定款に従い、(1) 配当請求権、(2) 残余財産分配請求権、(3) 当社の株主総会に出席する権利および株主名簿において当該株主の名で登録された各当社株式につき1票の議決権を有する。  
当社株式は、すべての点において他の当社株式と同等として取り扱われるものとする。
- 株式の数  
3,778,881,081株
- (注) かかる数は、すべての本社債が下記(9)に記載される転換価格(1株当たり0.9250香港ドル)にて転換されると仮定して算出された数である。
- (8) 新株予約権の総数  
1,800個
- (9) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額  
1株当たり0.9250香港ドル(約12.21円)

(注) かかる金額は、本社債の要項に基づき、とりわけ、当社株式の併合、分割もしくは再分類、利益もしくは準備金の資本化、分配（正貨による資産の分配および配当金もしくは現金の分配を意味する。）、当社株式のライツ・イシュー、もしくは当社株式、ライツ・イシューもしくはその他の有価証券（当社株式もしくはオプションを除く。）にかかるオプション、現行市場価格の90%を下回る有価証券の発行、転換する権利の変更および当社の株主へのその他の募集により調整される可能性がある。

(10) 新株予約権の行使期間

本社債は、本社債の要項に記載される場合を除き、本社債の債権者によって、2016年8月17日（同日を含む。）から、満期償還日の7日前の日（同日を含む。）の（本社債を証する社債券が転換のために引渡される場所における）営業終了時刻までの間に、本株式へ転換可能である。本社債が当社によって満期償還日前に早期償還されることになった場合には、転換期間は償還期日から7日前までの日（同日を含む。）の（本社債を証する社債券が転換のために引渡される場所における）営業終了時刻に終了するか、または、本社債の要項に従い本社債の債権者により償還を要求する旨の通知が行われた場合は、かかる通知が行われた日の前日の（本社債を証する社債券が転換のために引渡される場所における）営業終了時刻に終了する。

(11) 新株予約権の行使の条件

本社債に付された新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、1以上の本社債に関してのみ行使可能である。同じ者に保有される複数の本社債が、同じ者によって1回で転換される場合には、かかる転換によって発行される本株式の数は、転換される本社債の額面金額の総額に基づき算出される。

(12) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

当社株式1株当たり0.0004米ドル（約0.04円）

(13) 新株予約権の行使時に社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとするときはその旨

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本新株予約権の行使時に当該本新株予約権にかかる本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする。

(14) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は本社債から分離譲渡できない。

(15) 発行方法

下記（16）に記載の引受人による本社債の総額引受による募集

(16) 引受人の氏名又は名称

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー

(17) 募集を行う地域

中華人民共和国

(18) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

約441百万米ドル（約45,158,400,000円）

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

当社は、本社債の発行による正味手取金（手数料および費用控除後）を、生産能力の拡大にかかる資本的支出および一般事業目的に利用する予定である。

(19) 新規発行年月日

2016年7月7日

(20) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

シンガポール証券取引所

(21) 2016年8月9日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額：16,878,772.26米ドル（約1,728,386,279円）

発行済株式総数：42,196,930,643株

